

店頭デリバティブ取引にかかるご注意

- 本取引は、金融商品取引法および商品先物取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注 1)
 - ※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。
- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、短期間に大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の当社へのご来店、勧誘を目的とするセミナーへのご参加等、または勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情につきましては、当社お問い合わせ窓口 [トレーディングサービス部] 0120-25-7734 までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下の ADR (注 2) 機関等における苦情処理・紛争の枠組みの利用も可能です。取引種別により、以下の通り受付機関が異なります。

金融先物 CFD、有価証券 CFD については、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター、電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)、商品 CFD については、日本商品先物取引協会相談センター電話 03-3664-6243 で苦情・相談を受け付けています。

また、上記機関の連絡先は当社 HP 上の『法令に基づく表記』欄内、あるいは http://www.igmarkets.co.jp/content/files/financial_inquiry_counter.pdf にも掲載されています。

(注1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・ 法人のお客様の有価証券 CFD 取引および商品 CFD 取引
- ・ 当該取引に関して特定投資家または特定委託者に移行されているお客様の場合
- ・ 勧誘の日前一年間に、2 以上のお取引いただいたお客様および勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・ 金融先物 CFD 取引において、外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産および負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

(注) 当社の店頭デリバティブ取引に係る契約は、一契約において金融先物 CFD、有価証券 CFD、商品 CFD の全ての取引を扱う契約であるため、上記の適用例外がすべて該当する場合を除いて、お客様からの明確な勧誘要請がない場合は勧誘行為を行いません。

(注2) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

PureDeal

重要事項説明書

IGマーケット証券株式会社



重要事項説明書

本説明書に記載されている事項は、当社が行う外国為替証拠金取引を含むCFD取引の内容について、お客様に特にご留意いただきたい重要な事項です。当社での取引をご検討いただくにあたっては、必ず事前に本説明書をよくお読みになり、本書の内容を十分にご理解いただきますようお願い申し上げます。その上で、自己の資力、取引経験および投資目的などに照らして適切であると判断される場合にのみ、取引を開始し、または継続していただきますようお願い申し上げます。

外国為替証拠金取引を含むCFD取引はハイリスク・ハイリターンな取引であり、元本保証はありません。外国為替証拠金取引を含むCFD取引においては、取引対象である通貨、株式、株価指数、商品等の価格の変動により損失が発生する可能性があります。外国為替証拠金取引を含むCFD取引においては、お客様が当社に預託した証拠金を担保として、実際には証拠金より多額の取引を行うことが可能であるため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

外国為替証拠金取引を含むCFD取引にかかる原資産の相場状況の急変時や、流動性が低下している際に、当社の提示する売値と買値の差であるスプレッドが拡大する、または価格を提示することができないことがあり、お客様が意図した取引ができない可能性があります。またストップ注文は注文水準に達した場合に成行で執行されるため、注文水準と約定水準に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。

外国為替証拠金取引においては未決済のポジションに対して、スワップポイントと呼ばれる金利差の受払いが毎日発生しますが、原則として高金利通貨を売り、低金利通貨を買った場合、スワップポイントは支払いとなり、お客様の証拠金が減少する(損失)こととなります。

スワップポイントは対象通貨の金利の変動や市場の流動性などによって毎日変動し、スワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。

株式CFD取引および株価指数CFD取引、商品直物CFD取引においては、未決済のポジションに対して資金調達コストの受払いが発生します。原則として買いポジションに対しては資金調達コストの支払いとなり、お客様の証拠金が減少する(損失)こととなります。また基準通貨の金利が低い場合、売りポジションに対しても資金調達コストが支払いとなることがあります。その場合、お客様の証拠金が減少する(損失)こととなります。資金調達コストは基準通貨の金利の変動などによって毎日変動します。

株式CFD取引および株価指数CFD取引においては未決済のポジションに対して配当金相当額の受払いが発生します。売りポジションに対しては配当相当額の支払いとなり、お客様の証拠金が減少する(損失)こととなります。

株式CFD取引において売りポジションを持つ際に借株料が発生することがあります。借株料が発生した場合、お客様の証拠金が減少する(損失)こととなります。

当社の取引システムでは両建て(ヘッジ)のお取引を行うことができますが、売買スプレッドの差が二重負担となり、余剰金額が減ることになります。またスワップポイント、資金調達コストは支払額が大きく設定されているため、証拠金が減少することになります。

取引システムまたは当社およびお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取り消しなどが行えない可能性があります。

外国為替証拠金取引および株価指数CFD取引、株価指数先物CFD取引、商品先物CFD取引、商品先物CFD取引、債券先物CFD取引、オプションCFD取引(「標準オプションCFD取引」「バイナリーオプション取引」「リスク限定オプション取引」)を含める。以下オプションCFD取引という。)にかかる取引手数料は、売買、新規注文、決済注文の別にかかわらず無料となっております。法人のお客様のみに提供しているギャランティーストップ(ストップ値段保証)注文は、付加した際に保証料として売買スプレッドのほかにスプレッドが加減されます。保証料は取引チケットに表示されます。

株式CFD取引においては取引手数料がかかります。取引手数料についてはホームページでご確認ください。電話取引および強制決済にかかる取引手数料は、お客様による取引システムへの注文入力による通常の取引手数料よりも高い料金設定となっておりますので、ご注意ください。また、法人のお客様のみに提供しているギャランティーストップ注文は、付加した際に保証料が取引手数料に加算されます。

一部の株式CFD取引、一部の株価指数CFD取引および先物CFD取引を行うためには、原資産が上場している取引所に対して、あらかじめライブデータの取得費用をお支払いいただく必要があります。

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。

外国為替証拠金取引を含むCFD取引は、お客様と当社の相対取引であり、お客様の注文に対しては当社が相手方となって注文を成立させるものであって、取引所への取次ぎは行いません。当社は、外国為替証拠金取引を含むCFD取引のリスクをヘッジするために以下の金融機関等を相手方としてカバー取引を行っております。

[カバー取引先]
(カッコ内は、外国法人の場合の監督当局)
IGマーケッツ リミテッド(IG Markets Limited)
デリバティブ取引業者:英国(FSA)

当社またはカバー取引先の業務または財産の状況が悪化した場合、当社のカバー取引が困難となることでお客様の注文を執行することができず、お客様に損失が生じる場合があります。

お客様から当社が預託を受けた証拠金は三井住友銀行への金銭信託により当社固有の財産とは分別して管理されます。

お客様のお取引口座は、銘柄区分毎に以下の個別の6口座にて管理されます。

- (1) FX口座
- (2) 個別株口座
- (3) 株価指数口座
- (4) 債券先物口座
- (5) 商品口座
- (6) その他口座

お客様からの、新規および追加での証拠金預託は、マスター口座にて行われます。口座開設時の初期設定では、FX口座をマスター口座として設定しております。(マスター口座を、お客さまのご希望するFX口座以外に設定変更できるサービスの提供を開始した場合、ホームページ等においてご案内いたしますが、本重要事項説明書の再交付は予定しておりません。)

証拠金は、マスター口座へのご入金として預け入れられます。その上で、お客様がマスター口座以外でのお取引を行われる際には、予めマスター口座から該当する口座への資金振替を行っていただく必要があります。それぞれの口座でのお取引は、個別の管理となり、損益等は合算されません。

当社との店頭デリバティブ取引契約における取引種別による口座管理の仕組みについては、本文書第4条の「取引口座の種別」にて、ご確認、ご理解の上、お取引をお願いいたします。

お客様から、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、ジャパンネット銀行、楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行への預託証拠金入金専用口座(普通預金口座)にお振込みください

た新規資金、追加資金は当日の取引終了時点を基準時として全取引値洗い後の預託証拠金残高全額を、基準時の翌日から起算して金融機関の翌2営業日以内(取引日の翌3営業日以内)に三井住友銀行の信託口座に振替えます。

1. 金融商品取引業者および商品先物取引業者(当社)の概要および連絡先

商号：IGマーケット証券株式会社

住所：東京都港区東新橋1丁目5番2号 汐留シティセンター10階

代表者：代表取締役 小池 一弘

資本金：4億円

業務：店頭デリバティブ取引(店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎまたは代理は行いません。)

会社設立：平成14年12月3日

登録：金融商品取引業関東財務局長(金商)第255号 商品先物取引業

加盟協会：日本証券業協会、(社)金融先物取引業協会 会員番号1168、日本商品先物取引協会

加入投資者保護基金：日本投資者保護基金

注意:当社が取り扱う店頭デリバティブ取引は、日本投資者保護基金の補償対象とはなっておりませんので、ご注意ください。

加入認定個人情報保護団体：日本証券業協会

電話番号：03-6704-8500 / 0120-25-7734

当社が取り扱う店頭デリバティブ取引に関するお問い合わせは、上記の電話番号で承ります。

ウェブサイト：<http://www.igmarkets.co.jp>

当社の企業情報は、当社店頭または当社ホームページにて開示されております。

お客様のご相談について：当社お問い合わせ窓口[トレーディングサービス部] 電話0120-25-7734、および金融先物CFD、有価証券CFDについては金融あっせん相談センター電話0120-64-5005、商品CFDについては日本商品先物取引協会相談センター電話03-3664-6243にて承っております。

指定紛争解決機関：特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(略称:FINMAC フィンマック)

注意:上記の指定紛争解決機関は金融商品取引法第156条の38第1項に規定する指定紛争解決機関となります。取り扱う対象金融商品は、外国為替証拠金取引、その他の金融先物CFD、および有価証券CFDです。商品CFD取引については、取扱いの対象ではありません。商品CFD取引については、日本商品先物取引協会にご相談ください。

2. 提示される価格について

取引にあたり、当社からお客様に提示する外国為替レートおよび商品直物CFD価格は、取引時刻に近接した時点の原市場における実勢取引価格を基準とし、市場動向等を勘案して当社が独自に決定します。株価指数CFD取引、株価指数先物CFD取引、債券先物CFD取引、商品先物CFD取引、その他先物CFD取引では、取引時刻に近接した時点の先物価格を基準とし、市場動向等を勘案して当社が独自に決定します。株式CFD取引では原則として、取引時刻に近接した時点の取引所における売値と買値を提示します。オプションCFD取引では、参照資産の価格を参考にして当社が独自に決定します。最新の提示価格については、当社取引システム内に表示されております。お取引の際には必ず最新の提示価格をご確認ください。

また、上記の提示価格は、売付価格と買付価格で異なります。このような売値と買値の差は「スプレッド」と呼ばれ、市場環境により変動することがあります。

株価指数CFD取引、株価指数先物CFD取引、債券先物CFD取引、商品先物CFD取引、その他先物CFD取引における価格は当社が独自に決定するため、実際の株価指数、株価指数先物、債券先物、商品先物、その他先物とは異なる価格が表示されることがあります。

3. お客様の同意を得て行うべき事項

外国為替証拠金取引を含むCFD取引を行うにあたり、当社は、以下の各事項については必ずお客様の指示に基づいてこれを行い、お客様の同意なくこれを行うことはありません。

- ・取引の種類、取引する通貨もしくは対象銘柄、および取引期限の決定
- ・取引の件数または数量(外国為替証拠金取引においては1ロット＝100,000通貨単位。その他取引については、銘柄別契約詳細情報にてご確認ください。)
- ・取引の対価の額または約定数値(取引価格)の決定
- ・取引の売買の別、注文種類の別、およびこれに準じる事項の決定
- ・既に成立している取引を期限前に決済すること(ただし、お客様等の事由により当該外国為替証拠金取引を含むCFD取引にかかるお客様等の債務が履行されないまたは履行されないおそれがある場合に、当社が期限前に決済する場合を除きます。)

4. 取引口座の種別

当社とお客様との店頭デリバティブ取引契約は、単一の契約にて、当社が取り扱うすべての銘柄のお取引が可能な契約となっておりますが、口座開設にあたっては、通貨関連デリバティブ取引用の「FX口座」、株価指数関連店頭デリバティブ取引用の「株価指数口座」、債券関連店頭デリバティブ取引用の「債券先物口座」、個別株関連店頭デリバティブ取引用の「個別株口座」、商品関連店頭デリバティブ取引用の「商品口座」およびその他すべてのお取引を扱う「その他口座」の6つの口座が開設されます。

取引および証拠金の管理は、それぞれの口座に該当する銘柄区分ごとに、区分管理されます。上記6口座それぞれの有効証拠金残高や、損益等は合算されません。お客様の取引システムへのログイン時の初期表示画面には、「マスター口座」が表示されます。初期設定では「FX口座」をマスター口座として設定しており

ます。(マスター口座の設定については、上記枠内の説明をご参照ください。)

口座種別は、口座通貨を日本円とする「円口座」とUSDとする「USD口座」の2種の口座設定があります。

＜注意事項＞

(1)お取引口座への入出金は、口座通貨のみでの承りとなります。(「円口座」は円のみ、「USD口座」はUSDのみ)「USD口座」の開設の場合は、日本国内の金融機関にUSD建ての口座をお持ちの場合に限ります。(決済資金の入出金にかかる両替業務は行っておりません。)

(2)お取引口座への入出金は、「マスター口座」のみでの承りとなります。「マスター口座」以外でのお取引には、あらかじめ「マスター口座」から該当の口座への資金振替が必要となります。

(3)資金振替は原則として、お客様ご自身の判断において、取引システム内より操作を行っていただきます。口座間の資金振替は、その時点での証拠金残高と余剰金額のいずれか少ない金額の範囲内での受付となります。金融機関からの「マスター口座」への初回入金額および追加入金額、もしくはその一部をその他の口座へ振替を行う場合は、その時点で「マスター口座」への入金が反映されていることをご確認ください。資金振替は、取引システムでの受付後、即時で資金振替が行われます。資金振替受付後のキャンセルはできませんので、ご注意ください。また、資金振替元の口座にポジションがある場合には、資金振替後のマーケット変動や、スワップ金額の徴収等による強制ロスカット防止のためにも、該当のお取引口座に十分な資金を保持されるよう資金管理にはご注意ください。

(4)お電話での資金振替は、当社がやむを得ないと判断する場合のみの承りとさせていただきます。

5. 注文取引の執行

お客様の取引は当社との間で成立します。当社はおお客様の取引から生じるリスクを軽減するために英国のIG Markets Limited社にカバー取引をおお客様の取引の成立と同時にを行っています。IG Markets Limited社はさらにカバー取引を随時原市場に対して行っております。

お客様の注文数量が原市場に比して大きい場合、IG Markets Limited社がおお客様の注文に対応するカバー取引を原市場にて執行できない可能性があります。お客様からの注文をシステムにて受信、あるいは電話にて受領後直ちに、当社のカバー先であるIG Markets Limited社が流動性等を勘案してお客様からの取引注文の約定の諾否を判断し、当社がお客様に通知いたします。

お客様の取引動向等を考慮し、お客様の取引に対応するIG Markets Limited社でのカバー取引の執行が継続的に困難であるとIG Markets Limited社が判断した場合、当社の裁量により、お客様のお取引に「自動ヘッジ執行」を適用する場合があります。「自動ヘッジ執行」では、マーケットの状況をシステムが判断し、お客様からのマーケット(成行)注文を当社サーバーで受領後直ちに、システムにより自動でカバー取引の注文を行います。カバー取引が成立した場合に、お客様のマーケット注文が約定となります。また、カバー取引が成立しなかった場合は、お客様の注文は取り消されます。「自動ヘッジ執行」はマーケット注文のみの適用となっており、リミット注文、ストップ注文、ギャランティーストップ注文、強制ロス

カット注文には適用されません。「自動ヘッジ執行」の適用についてはあらかじめ、お客様に通知を行い、通知後最大5日以内の指定の日から適用されるものとします。

6. お客様の債務の履行方法、決済方法

(1)取引口座による決済

当社との取引に関するお客様の債務の履行および決済は、全てお客様が当社に開設する取引口座を通じて行われます。したがって、取引の開始にあたっては、当社に取引口座を開設していただく必要があります。

(2)証拠金の入金

新規の売買注文を行うためには、所定の額の証拠金をマスター口座にあらかじめ入金していただき、取引の種別に応じ、取引に必要な証拠金を口座間振替していただく必要があります。すでにお取引を開始されており、ポジション(建玉)、未決オーダーがある場合は、それぞれの口座で個別に「余剰金額」(証拠金有効残高から、維持証拠金額を差し引いた額)が所定の額の証拠金を上回っている必要があります。

(3)決済の方法

CFD取引のポジションはお客様ご自身による決済、もしくは期限付き取引の場合その期限にて決済されます。お客様が期限付きでないCFD取引の買いポジションを決済、あるいは期限付きCFD取引の買いポジションを期限到来前に決済された場合、決済水準は売値となります。(売りポジションを決済する場合は、買値での決済となります。)期限付き取引が期限まで決済されなかった場合は、期限到来後に自動的に決済されます。取引の決済によって損失が発生した場合、当該金額が取引口座の証拠金残高より差し引かれます。利益が発生した場合は、取引口座の証拠金残高に加算されます。

お持ちの口座の通貨と異なる通貨で損益が発生した場合、当社の基準レートに最大0.3%のコストを加減した交換レートで自動的に口座の通貨に交換されます。(別途合意の場合を除く)

(4)維持証拠金額

当社がお客様から取引の注文を受けた場合、当該注文が約定し、ポジションが決済されるまでの間、証拠金有効残高を、該当する口座において維持証拠金額と同額以上に維持していただきます。

(5)強制ロスカット

銘柄区分された各口座において、証拠金有効残高がポジションおよび未決オーダーの保有に必要な維持証拠金額を下回った場合、当社よりお客様へのお知らせをいたしますが、証拠金有効残高の状況を常に把握すべき責任の所在はおお客様ご自身にあることをご認識ください。各口座において、証拠金有効残高がおお客様のポジションおよび未決オーダーの保有に必要な維持証拠金額の75%に達し、あるいは下回った場合、お客様への事前の通知なく、未決オーダーの強制取り消し、および保有ポジションの一部あるいは全部を強制的に決済(以下「強制ロスカット」といいます。)します。この強制ロスカットは、証拠金有効残高が維持証拠金額に達するまで必要とされ、執行が行われます。また、個人のお客様は、毎営業日、日本時間正午時点の証拠金有効残高がおお客様のポジショ

ンおよび未決オーダーの保有に必要とされる維持証拠金額の100%を下回っていた場合、お客様への事前の通知なく、強制ロスカットを執行します。ただし、強制ロスカットが執行される時点で、当該通貨・銘柄が取引時間外等で取引できない場合は、取引できる状態になった後に速やかにお客様への事前の通知なく執行いたします。また、システム機器に異常・障害が発生するなどした場合、復旧後速やかに再検証し、強制ロスカットを執行します。

7. 証拠金の必要額・計算方法

(1)外国為替証拠金取引にかかる維持証拠金率は、個人のお客様の場合は原則として4%(レバレッジ25倍)の設定となります。法人のお客様で新規注文、ポジションに対してギランティーストップ(ストップ値段保証)注文もしくはストップ注文を付加していない場合、原則として標準維持証拠金率は0.5%(レバレッジ200倍)の設定となります。※付加している場合は(6)をご参照ください。

(2)株価指数CFD取引および株価指数先物CFD取引にかかる維持証拠金率は、個人のお客様の場合は原則として10%(レバレッジ10倍)の設定となります。法人のお客様で新規注文、ポジションに対してギランティーストップ注文もしくはストップ注文を付加していない場合の標準維持証拠金(率)は銘柄ごとに定められています。取引システム内の「取引情報」にて随時ご確認ください。※付加している場合は(6)をご参照ください。

(3)債券先物CFD取引にかかる維持証拠金率は、個人のお客様の場合は原則として2%(レバレッジ50倍)の設定となります。法人のお客様で新規注文、ポジションに対してギランティーストップ注文もしくはストップ注文を付加していない場合の標準維持証拠金(率)は、銘柄ごとに定められています。取引システム内の「取引情報」にて随時ご確認ください。※付加している場合は(6)をご参照ください。

(4)商品直物CFD取引および商品先物CFD取引にかかる維持証拠金率は、個人のお客様の場合は原則として5%(レバレッジ20倍)の設定となります。法人のお客様で新規注文、ポジションに対してギランティーストップ注文もしくはストップ注文を付加していない場合の標準維持証拠金(率)は、銘柄ごとに定められています。取引システム内の「取引情報」にて随時ご確認ください。※付加している場合は(6)をご参照ください。

(5)株式CFD取引にかかる維持証拠金率は、個人のお客様の場合は原則として20%(レバレッジ5倍)からの設定となります。法人のお客様で新規注文、ポジションに対してギランティーストップ注文もしくはストップ注文を付加していない場合の標準維持証拠金(率)は、銘柄ごとに定められています。取引システム内の「取引情報」にて随時ご確認ください。※付加している場合は(6)をご参照ください。

(6) 法人のお客様は、「ギランティーストップ注文」および「ストップ注文」をポジションに付加した場合、維持証拠金額の減額が適用されますが、市場環境によってはストップ注文およびギランティーストップ注文をお受けできない場合があります。個人のお客様は関係法令により証拠金率の適用に制限があるためご利用いただけません。法人のお客様が、ポジションに対してギランティーストップ注文を付加された場合の維持証拠金額は、当該ポジションから発生しうる最大損失額と同額となります。また、法人のお客様が、ポジションに対してストップ注文を付加された場合の維持証拠金額は、その時点からストップ注文が成立した

際に発生する損失額にスリッページ想定額(標準維持証拠金額にスリッページ係数を乗じて得られる金額)を加算した金額となります。スリッページ係数は原則として20%となりますが、市場状況その他の要因により当社の判断で変更する場合がありますので、詳細は取引システム内の取引情報にてご確認ください。ストップ注文を付加した場合の維持証拠金額は、価格変動により随時変動しますが、標準維持証拠金額が上限となります。

(7)オプションCFD取引は、標準オプションCFD取引とバイナリーオプション取引、リスク限定オプション取引の3種に分類されます。

標準オプションCFD取引の維持証拠金額は、買い取引の場合は、買値にオプション取引のロット数、1ロットあたりの1ピップ損益額を乗じた最大損失額と同額、外国為替を原資産とする売り取引の場合は、銘柄ごとに原資産における総取引金額に対して、個人のお客様の場合は、原則として4%(レバレッジ25倍)相当額以上の固定金額が定められています。法人のお客様は、原則として0.5%(レバレッジ200倍)となります。

バイナリーオプション取引およびリスク限定オプション取引にかかる維持証拠金額は、取引に際して発生するその取引通貨における最大損失額と同額になります。

バイナリーオプション取引の買いの場合、買値にオプション取引のロット数、1ロットあたりの1ピップ損益額を乗じたものが最大損失額となります。売りの場合、100と売値の差にオプション取引のロット数、1ロットあたりの1ピップ損益額を乗じたものが最大損失額となります。

リスク限定オプション取引の上昇オプションの場合、ストライクプライスと買値の差にオプションの取引ロット数、1ロットあたりの1ピップ損益額を乗じたものが最大損失額となります。下落オプションの場合、売値とストライクプライスの差にオプションの取引ロット数、1ロットあたりの1ピップ損益額を乗じたものが最大損失額となります。(上昇オプションの売りポジション、下落オプションの買いポジションを保有することはできません)

※維持証拠金額は取引総額に証拠金率を乗じた金額となります。ただし、個人、法人ともに市場環境の状況およびその他の要因により、すべての通貨・銘柄または一部の通貨・銘柄で本項に記載の証拠金額を超える場合があります。また、変動証拠金制度が適用される銘柄については保有ポジション数が増加すると、証拠金率も上昇(レバレッジは低下)することになります。各通貨・銘柄の維持証拠金額、維持証拠金率については、お取引時に必ず取引システム内の取引情報でご確認ください。

いずれの取引においても、維持証拠金額(率)は市場環境などに応じて変更されることがあります。変更の通知は原則行いませんので、ご注意ください。

維持証拠金は、保有しているポジションだけでなく、未決オーダーに対しても計算されますので、ご注意ください。

なお、証拠金の受け入れは金銭でのみ承ります。証拠金に代わる有価証券の受入は行っておりません。

お客様の状況により当社の判断で、証拠金の預託上限額、保有するポジション

数を制限させていただく場合があります。

8. 証拠金の預託方法および返還を受ける方法

(1) 証拠金の預託

当社が別途指定する当社名義の預託証拠金入金専用の銀行口座へ入金していただきます。入金、取引口座の通貨と同通貨のみのお取り扱いとなり、他通貨でのお承りはできません。入金手続きは、銀行送金または銀行振込みに限られます(以下、「振込み」)。振込み手続きは、お客様ご本人名義の口座あるいは、ご本人名義による振込み手続きのみの受付となります。ご本人名義以外による振込みの場合、資金受け入れの拒否、返金等の取扱いとなります。名義相違による返金、取り消し等の手続きに手数料が発生する場合、返金額からの手数料差し引き等によるお客様負担となります。また、資金受け入れ拒否、返金等は、原則として口座名義人および振込み名義人に通知することなく行います。尚、名義相違を理由とする当社による資金受け入れ拒否、返金等によって生じた損害について、当社はその一切の責任を負いません。

(2) 証拠金の返還

証拠金の返還については、お客様の証拠金有効残高が未決済のポジションならびに未決オーダーにかかる維持証拠金額を上回っている場合に、その超過額もしくは証拠金残高のいずれか少ない金額の範囲でのみ行います。証拠金の返還はすべてマスター口座を通して行われますので、マスター口座以外の証拠金有効残高の返還を行う場合には、予めその該当する口座からマスター口座への口座間振替を行っていただく必要があります。また、証拠金の返還を行う場合は、当社は当該金額を返還の請求があった日から、円口座の場合は3営業日以内、USD口座の場合は6営業日以内にお客様の指定する銀行口座に送金します。

指定口座は日本国内の金融機関口座のみの登録となり、外国送金による返還は受付けておりません。

9. 取引手数料の額、計算方法および徴収方法

外国為替証拠金取引および株価指数CFD取引、株価指数先物CFD取引、債券先物CFD取引、商品直物CFD取引、商品先物CFD取引、その他先物CFD取引、オプションCFD取引にかかる取引手数料は、売買、新規注文、決済注文の別にかかわらず無料となっております。法人のお客様のみご利用いただけるギャランティーストップ注文は、ポジションに付加した際に保証料として売買スプレッドのほかにスプレッドが加減されます。保証料は取引チケットに表示されます。

株式CFD取引においては取引手数料がかかります。取引手数料は株式の取引されている取引所ごとに異なります。また最低手数料が設定されていますので、少額での取引にはご注意ください。電話での注文および強制決済にかかる取引手数料は取引システムでの注文の取引手数料よりも高い設定金額となっております。取引手数料についてはホームページでご確認ください。また、法人のお客様のみご利用いただけるギャランティーストップは、ポジションに付加した際に保証料が取引手数料に加算されます。

10. その他取引に関し、お客様の判断に影響を与える重要な事項

(1) スワップポイント

外国為替証拠金取引においてお客様がポジションを当日決済せずに翌日以降に繰り越す場合、スワップポイントと呼ばれる金利差相当金額の支払いが必要になります。

スワップポイントは、売買される両通貨の金利差を基準として当社が独自に決定します。また、同じ通貨ペアの売買であっても、買いポジションと売りポジションでは適用されるスワップポイントが異なります。スワップポイントは市場動向を反映して日々決定されます。最新のスワップポイントは、取引システム上でご参照下さい。

原則として、お客様のご注文が、低金利の通貨を売って高金利の通貨を買う取引である場合、当社からお客様にスワップポイントをお支払い(お客様の利益)します。逆に、高金利の通貨を売って低金利の通貨を買う注文の場合、お客様から当社にスワップポイントをお支払いいただく(お客様の損失)ことになりますのでご注意ください。

ただし、売買される通貨の金利差が極めて小さい場合や、流動性が非常に低い場合等、一定の市場環境下においては、買付注文、売付注文ともにお客様から当社にスワップポイントをお支払いいただく(お客様の損失)場合があります。

(2) 強制ロスカット

強制ロスカットが執行された場合、お客様にとって不利益な価格での決済となる可能性があります。強制ロスカットについては上記6.(5)をご参照下さい。

(3) 強制ロスカットにかかる注文

強制ロスカットにかかる注文は、当社判断により行われます。従って、強制ロスカットが執行された場合、お客様にとって不利益な価格での決済となる可能性があります。強制ロスカットについては上記6.(5)をご参照下さい。

(4) 標準オプション取引およびリスク限定オプション取引の決済

オプションCFD取引のうち標準オプションおよびリスク限定オプション取引では、取引最終時点までポジションを保有した場合、自動的に取引終了時の清算値で決済され損益が確定します。権利行使によって、参照取引のCFD取引にてポジションを受け取ることはできません。

(5) 株式CFDの注文水準

株式CFD取引のミット、ストップ注文の水準は、原則として原市場の呼値の刻みと同一である必要があります。呼値の刻み内となる注文は受け付けることができない場合がありますので、ご注意ください。

(6) ETF等の取り扱いについて

当社ではETF等の取扱いはありません。取引システム上には取引ができない旨の表示がされています。ETF等の取引が約定した場合、当該取引を当社が約定価格で決済し、取消処理させていただきますので、ご注意ください。

11. お取引の手続

実際のお取引や注文の手順、方法等については、ホームページおよび取引システム内ヘルプよりご覧ください。

12. 益金等に係る税金

個人のお客様が行った店頭における外国為替証拠金取引を含むCFD取引で発生した、平成24年1月1日以降の益金(売買による差益およびスワップポイント、資金調達コスト収益、配当金収益等)は申告分離課税(雑所得)となります。法人のお客様は法人税法にもとづいた税務申告を行う必要があります。いずれの場合も、詳しくは、所管の税務署または税理士等の専門家にお問い合わせください。

13. 用語解説

- 「IFO取引」 イフダン取引の2次注文としてOCO注文を出す手法。最初の注文が成立した際に、リミット注文とストップ注文が同時に有効となります。
- 「相対取引」 取引所などを通さずに、売り手と買い手が直接価格、数量などを合意のうえ取引を行うこと。「OTC」ともいわれます。
- 「アスク」 お客様が買うことができる価格。「買値」「オファー」とも表示されます。
- 「維持証拠金額」 お客様が保有しているポジションならびに未決オーダーに対して、そのポジションならびに注文を継続し続けるのに必要な担保となります。
- 「イフダン注文」 2つの注文を連続して出す注文方法で、最初の注文が成立した際に初めて、2つ目の注文が有効となります。
- 「OCO注文」 1つの未約定の注文、もしくはポジションに対して、リミット注文とストップ注文を同時に出す手法。リミット、ストップのどちらかが約定した際にはもう一方の注文はキャンセルされます。
- 「オファー」 お客様が買うことができる価格。「買値」「アスク」とも表示されます。
- 「自動ヘッジ執行」 お客様のマーケット注文の約定の諾否を当社のカバー先であるIG Markets Limited社による原市場へのカバー取引の成立後に決定する執行方法。
- 「証拠金有効残高」 お客様から差し入れていただいた証拠金額に保有しているポジションをその時の価格で評価した損益を加減した実質的に保有している証拠金額のこと。
- 「ストップ注文」 買いの場合現時点よりも高い価格に、売りの場合現時点よりも安い価格になった場合に成行注文を出し出す手法。ポジションの損失拡大を抑えるために利用することができます。
- 「スワップポイント」 外国為替証拠金取引におけるポジションをロールオーバーする際に、2通貨間の金利差により発生する金額のことです。市場状況により毎日変更になります。
- 「資金調達コスト」 株価指数CFD取引、株式CFD取引および商品直物CFD取引において、取引を行うために必要な資金コスト。原則として、売りポジションは受け取りとなり、買いポジションは支払いとなります。「ファンディングコスト」とも呼ばれます。
- 「トレーリングストップ注文」 未決オーダー、もしくはポジションに対して付加することのできるストップ注文の一種。ポジションが利益の出る方向に動いた場合に、ストップ注文もマーケットの動きに連動してストップ水準が変更されます。ポジションが反対方向に動いた場合にはストップ水準は変動し

ません。

- 「配当金相当額」 株価指数CFD取引および株式CFD取引において、取引対象の株価指数の構成銘柄もしくは対象の株式に配当金支払いがあった場合、お客様の口座に受払いが発生します。買いポジションは受け取り、売りポジションは支払いとなります。
- 「マーケット注文」 発注を行う際にその時点の売値、買値で注文を出す成行注文のこと。
- 「未決オーダー」 未約定のリープオーダー。
- 「ビッド」 お客様が売ることができる価格。「売値」とも表示されます。
- 「リープオーダー」 ポジションを保有するまたは決済することを目的として発注するリミット注文もしくはストップ注文のこと。
- 「リミット注文」 買いの場合現時点よりも安い価格に、売りの場合現時点よりも高い価格になった場合に、すなわち現時点よりも有利な条件で取引を行う注文。

その他の取引に関する用語の解説については、当社ウェブサイトをご参照下さい。

14. 取引のリスクに関する確認事項

【外国為替証拠金取引】

外国為替証拠金取引はハイリスク・ハイリターンの取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご検討ください。

(1) 価格変動のリスク

- 外国為替市場は、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他様々な要因により変動します。
- 外国為替証拠金取引は、約定代金に対して少額の証拠金をもとに取引(レバレッジを利用した取引)を行うため、外国為替市場の変動で多額の利益を得ることもあります。その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。
- お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に事前の通知なく、お客様口座の未決オーダーの強制取り消し、および保有ポジションを強制的に決済する「強制ロスカット」を執行します。
- 外国為替レートが大きく変動した場合には「強制ロスカット」が執行されてもお客様の委託証拠金の額を上回る損失が出る可能性があります。その場合、委託証拠金を上回る損失額については翌金融機関営業日の午後3時までにお支払いいただきます。
- 外国為替証拠金取引にかかる通貨ペアの右側の通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

(2) 金利変動リスク

外国為替取引は2国間の金利変動により、直物レートは大きく変動することがあります。また直物レートのみならず、金利の変動は日々のスワップポイントにも影響します。

(3) 信用リスク

- ・外国為替証拠金取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ・お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。

(4)週末週初・指標発表前後等の外国為替スプレッド拡大について

天変地異、戦争、テロまたは、重要な国際会議やイベントの開催により外国為替市場に大きな影響を与えることがあります。加えて経済指標発表時には大きな価格変動があることも考えられます。また週末や週初、祝祭日は外国為替市場の流動性が低い状況が発生します。このような市場下においては売値、買値のスプレッドが拡大することがありますのでご注意ください。売値、買値のスプレッドが拡大することによって証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。

(5)スリッページリスク

- ・ストップ注文は注文値段に達した場合に成行で執行されるため、注文値段と約定値段に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。
- ・外国為替市場では翌週の始値が前週の終値から大きく乖離した水準で始まる場合があります。このような場合、仮にストップ注文を設定していても、注文値段から大きく乖離した値段で約定されることがあります。
- ・重要な経済指標発表時等の著しい相場変動時はストップ注文値段と約定値段に大きな乖離が生じる場合があります。

(6)流動性リスク

- ・外国為替市場は、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。
- ・外国為替証拠金取引では外国為替市場の取引量が少ない時間帯、および急激に市場が変動している時間帯には売値、買値のスプレッドが拡大します。スプレッド拡大により証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。
- ・外国為替取引が各国当局などの規制により停止されることがあります。また外国為替取引が機能を停止し、実質的に取引できなくなることがあります。その場合、当該通貨はお取引が困難になることがあります。
- ・戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合にはお取引が困難になることがあります。

(7)電磁的取引(オンライン取引)のリスク

- ・外国為替証拠金取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。
- ・お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合には外国為替証拠金取引の制限が生じる可能性があります。
- ・当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。

- ・インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しないレートで取引が成立してしまう可能性があります。
- ・外国為替証拠金取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

(8)その他のリスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金率が変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットの執行による損失の確定や、未決オーダーの取り消しが行われることがあります。

【株価指数CFD取引】

株価指数CFD取引はハイリスク・ハイリターン取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご確認ください。

(1)価格変動のリスク

- ・株価指数CFD取引の原資産となる株価指数市場は、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他様々な要因により変動します。
- ・株価指数CFD取引は、約定代金に対して少額の証拠金をもとに取引(レバレッジ)を利用した取引を行うため、株価指数の変動で多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。
- ・お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に事前の通知なく、お客様口座の未決オーダーの強制取り消し、および保有ポジションを強制的に決済する「強制ロスカット」を執行します。
- ・株価指数価格が大きく変動した場合には「強制ロスカット」が執行されてもお客様の委託証拠金の額を上回る損失が出る可能性があります。その場合、委託証拠金を上回る損失額については翌金融機関営業日の午後3時までにお支払いいただきます。
- ・株価指数CFD取引にかかる通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

(2)金利変動リスク

金利変動により、株価指数は大きく変動することがあります。また株価指数の価格変動のみならず、金利の変動は日々の資金調達コストにも影響します。

(3)信用リスク

- ・株価指数CFD取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ・お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ・株価指数CFD取引においては原資産となる株価指数の構成銘柄の信用悪化により価格が大きく下落することがあります。

(4)指標発表前後・原資産取引時間外等のスプレッド拡大について

天変地異、戦争、テロまたは、重要な国際会議やイベントの開催により株式市場に大きな影響を与えることがあります。加えて経済指標発表時には大きな価格変動があることも考えられます。また原資産となる株式市場が取引時間外等の場合、株価指数先物の取引量が少なく流動性が低い状況となり、売値、買値のスプレッドが拡大することがありますのでご注意ください。売値、買値のスプレッドが拡大することによって証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。

(5)スリッページリスク

- ・ストップ注文は注文値段に達した場合に成行で執行されるため、注文値段と約定値段に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。
- ・株価指数CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。取引再開時の始値が取引終了時の終値から大きく乖離した水準で始まる場合があります。このような場合、仮にストップ注文を設定していても、注文値段から大きく乖離した値段で約定されることがあります。
- ・重要な経済指標発表時等の著しい相場変動時はストップ注文値段と約定値段に大きな乖離が生じる場合があります。

(6)流動性リスク

- ・株価指数CFD取引は、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。
- ・株価指数CFD取引ではお取引いただけない時間帯があり、ポジションの新規保有、決済を行うことはできません。
- ・原資産となる株価指数の先物取引が制限値幅に達し、取引が停止された場合、株価指数CFD取引のお取引が困難となることがあります。
- ・株価指数CFD取引では原資産となる株価指数の先物市場の取引時間外には売値、買値のスプレッドが拡大します。スプレッド拡大により証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。
- ・株価指数CFD取引においてはお取引可能な数量に限りがある場合があります。当社の判断で注文数量が大きい場合は当該注文を取り消す可能性があります。それにより保有するポジションの決済ができない可能性があります。
- ・株式取引、株価指数先物取引が各国当局や取引所の規制、システム障害により停止されることがあります。その場合、売値、買値のスプレッドが拡大したり、株価指数CFD取引が困難になることがあります。
- ・戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合には売値、買値のスプレッドが拡大したり、お取引が困難になることがあります。

(7)電磁的取引(オンライン取引)のリスク

- ・株価指数CFD取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。
- ・お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合には株価指数

CFD取引の制限が生じる可能性があります。

- ・当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。
- ・インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しない価格で取引が成立してしまう可能性があります。
- ・株価指数CFD取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

(8)その他のリスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金率が変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットの執行による損失の確定や、未決オーダーの取り消しが行われることがあります。

【株価指数先物CFD取引】

株価指数先物CFD取引はハイリスク・ハイリターン取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご確認ください。

(1)価格変動のリスク

- ・株価指数先物CFD取引の原資産となる株価指数先物市場は、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他様々な要因により変動します。
- ・株価指数先物CFD取引は、約定代金に対して少額の証拠金をもとに取引(レバレッジを利用した取引)を行うため、株価指数先物の変動で多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。
- ・お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に事前の通知なく、お客様口座の未決オーダーの強制取り消し、および保有するポジションを強制的に決済する「強制ロスカット」を執行します。
- ・株価指数先物価格が大きく変動した場合には「強制ロスカット」が執行されてもお客様の委託証拠金の額を上回る損失が出る可能性があります。その場合、委託証拠金を上回る損失額については翌金融機関営業日の午後3時までにお支払いいただきます。
- ・株価指数先物CFD取引にかかる通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

(2)金利変動リスク

金利変動により、株価指数先物は大きく変動することがあります。

(3)信用リスク

- ・株価指数先物CFD取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ・お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。

- ・ 株価指数先物CFD取引においては原資産となる株価指数先物の現物株価指数の構成銘柄の信用悪化により価格が大きく下落することがあります。

(4)指標発表前後・原資産取引時間外等のスプレッド拡大について

天変地異、戦争、テロまたは、重要な国際会議やイベントの開催により株式市場に大きな影響を与えることがあります。加えて経済指標発表時には大きな価格変動があることも考えられます。また原資産となる株式市場が取引時間外等の場合、株価指数先物の取引量が少なく流動性が低い状況となり、売値、買値のスプレッドが拡大することがありますのでご注意ください。売値、買値のスプレッドが拡大することによって証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。

(5)スリッページリスク

- ・ ストップ注文は注文水準に達した場合に成行で執行されるため、注文値段と約定値段に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。
- ・ 株価指数先物CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。取引再開時の始値が取引終了時の終値から大きく乖離した水準で始まる場合があります。このような場合、仮にストップ注文を設定していても、注文値段から大きく乖離した値段で約定されることがあります。
- ・ 重要な経済指標発表時等の著しい相場変動時はストップ注文値段と約定値段に大きな乖離が生じる場合があります。

(6)流動性リスク

- ・ 株価指数先物CFD取引は、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。
- ・ 株価指数先物CFD取引ではお取引いただけない時間帯があり、ポジションの新規保有、決済を行うことはできません。
- ・ 原資産となる株価指数先物取引が制限値幅に達し、取引が停止された場合、株価指数先物CFD取引のお取引が困難となることがあります。
- ・ 株価指数先物CFD取引では原資産となる株価指数先物市場の取引量が少ない時間帯には売値、買値のスプレッドが拡大します。スプレッド拡大により証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。
- ・ 株価指数先物CFD取引においてはお取引可能な数量に限りがある場合があります。当社の判断で注文数量が大きい場合は当該注文を取り消す可能性があります。それにより保有するポジションの決済ができない可能性があります。
- ・ 株式取引、株価指数先物取引が各国当局や取引所の規制、システム障害により停止されることがあります。その場合、売値、買値のスプレッドが拡大したり、株価指数先物CFD取引が困難になることがあります。
- ・ 戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合には売値、買値のスプレッドが拡大したり、お取引が困難になることがあります。

(7)電磁的取引(オンライン取引)のリスク

- ・ 株価指数先物CFD取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。

- ・ お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合には株価指数先物CFD取引の制限が生じる可能性があります。
- ・ 当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。
- ・ インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しない価格で取引が成立してしまう可能性があります。
- ・ 株価指数先物CFD取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

(8)その他のリスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金率を変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットの執行による損失の確定や、未決オーダーの取り消しが行われることがあります。

【株式CFD取引】

株式CFD取引はハイリスク・ハイリターン取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご確認ください。

(1)価格変動のリスク

- ・ 株式CFD取引の原資産となる株式市場は、世界中で起こる政治的・経済的な要因、個別企業の信用状態をはじめ、その他様々な要因により変動します。
- ・ 株式CFD取引は、約定代金に対して少額の証拠金をもとに取引(レバレッジを利用した取引)を行うため、株価の変動で多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。
- ・ お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に事前の通知なく、お客様口座の未決オーダーの強制取り消し、および保有ポジションを強制的に決済する「強制ロスカット」を執行します。
- ・ 株式価格が大きく変動した場合には「強制ロスカット」が執行されてもお客様の委託証拠金の額を上回る損失が出る可能性があります。その場合、委託証拠金を上回る損失額については翌金融機関営業日の午後3時までにお支払いいただきます。
- ・ 株式CFD取引にかかる通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

(2)金利変動リスク

金利変動により、株価は大きく変動することがあります。また株価変動のみならず、金利の変動は日々の資金調達コストにも影響します。

(3)信用リスク

- ・ 株式CFD取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ・ お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていない

ため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。

- ・株式CFD取引においては投資対象企業の信用悪化により価格が大きく下落する、さらに原資産となる株価がゼロになってしまうことがあります。またその場合、維持証拠金率が引き上げられることがあります。

(4)指標発表・原資産取引量等によるスプレッド拡大について

天変地異、戦争、テロまたは、重要な国際会議やイベントの開催により株式市場に大きな影響を与えることがあります。加えて経済指標発表時や投資対象企業の重要事項発表時には大きな価格変動があることも考えられます。また原資産となる株式の取引量が少ない場合、売値、買値のスプレッドが拡大することがありますのでご注意ください。売値、買値のスプレッドが拡大することによって証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。

(5)スリッページリスク

- ・ストップ注文は注文値段に達した場合に成行で執行されるため、注文値段と約定値段に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。
- ・株式CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。取引再開時の始値が取引終了時の終値から大きく乖離した水準で始まる場合があります。このような場合、仮にストップ注文を設定していても、注文値段から大きく乖離した値段で約定されることがあります。
- ・重要な経済指標発表時等の著しい急相場変動時はストップ注文値段と約定値段に大きな乖離が生じる場合があります。

(6)流動性リスク

- ・株式CFD取引は、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。
- ・株式CFD取引ではお取引いただけない時間帯があり、ポジションの新規保有、決済を行うことはできません。
- ・原資産となる取引所での株式取引が制限値幅に達し、取引が停止された場合、株式CFD取引のお取引が困難となることがあります。
- ・株式CFD取引では原則として原資産となる取引所の売値、買値をそのまま提示します。原資産となる取引所での取引量が少ない株式の場合売値、買値のスプレッドが大きく変動します。スプレッドが拡大した場合に証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。
- ・株式CFD取引ではお取引可能な数量に限りがある場合があります。当社の判断で注文数量が大きい場合は当該注文を取り消す可能性があります。それにより保有するポジションの決済ができない可能性があります。
- ・株式CFD取引では株式の流動性、当局の規制等により売りポジションを保有することが困難になるとことがあります。また売りポジションを保有していても、当社のカバー先等により、原資産である株式の調達ができなくなった場合には、当社の判断でポジションを決済させていただくことがあります。
- ・株式取引が各国当局や取引所の規制、システム障害により停止されることがあります。その場合、株式CFD取引が困難になることがあります。
- ・戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合には売値、買値のスプレッドが拡大したり、お取引が困難になることがあります。

(7)電磁的取引(オンライン取引)のリスク

- ・株式CFD取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。
- ・お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合には株式CFD取引の制限が生じる可能性があります。
- ・当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。
- ・インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しない価格で取引が成立してしまう可能性があります。
- ・株式CFD取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

(8)その他のリスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金率を変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットの執行による損失の確定や、未決オーダーの取り消しが行われることがあります。

【債券先物CFD取引】

債券先物CFD取引はハイリスク・ハイリターン取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご検討ください。

(1)価格変動のリスク

- ・債券先物CFD取引の原資産となる債券先物市場は、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他様々な要因により変動します。
- ・債券先物CFD取引は、約定代金に対して少額の証拠金をもとに取引(レバレッジを利用した取引)を行うため、債券先物の変動で多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。
- ・お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に事前の通知なく、お客様口座の未決オーダーの強制取り消し、および保有するポジションを強制的に決済する「強制ロスカット」を執行します。
- ・債券先物価格が大きく変動した場合には「強制ロスカット」が執行されてもお客様の委託証拠金の額を上回る損失が出る可能性があります。その場合、委託証拠金を上回る損失額については翌金融機関営業日の午後3時までにお支払いいただきます。
- ・債券先物CFD取引にかかる通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

(2)金利変動リスク

金利変動により、直接的に債券先物の価格は大きく変動することがあります。

(3)信用リスク

- ・債券先物CFD取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。

お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。

(4)指標発表前後・原資産取引量等のスプレッド拡大について

天変地異、戦争、テロまたは、重要な国際会議やイベントの開催により債券市場に大きな影響を与えることがあります。加えて経済指標発表時には大きな価格変動があることも考えられます。また原資産となる債券先物市場の取引量が少ない場合、売値、買値のスプレッドが拡大することがありますのでご注意ください。売値、買値のスプレッドが拡大することによって証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。

(5)スリッページリスク

- ストップ注文は注文値段に達した場合に成行で執行されるため、注文値段と約定値段に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。
- 債券先物CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。取引再開時の始値が取引終了時の終値から大きく乖離した水準で始まる場合があります。このような場合、仮にストップ注文を設定していても、注文値段から大きく乖離した値段で約定されることがあります。
- 重要な経済指標発表時等の著しい相場変動時はストップ注文値段と約定値段に大きな乖離が生じる場合があります。

(6)流動性リスク

- 債券先物CFD取引は、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。
- 債券先物CFD取引ではお取引いただけない時間帯があり、ポジションの新規保有、決済を行うことはできません。
- 原資産となる取引所で債券先物取引が制限値幅に達し、取引が停止された場合、債券先物CFD取引のお取引が困難となることがあります。
- 債券先物CFD取引では原資産となる債券先物市場の取引量が少ない時間帯には売値、買値のスプレッドが拡大します。スプレッド拡大により証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。
- 債券先物CFD取引においてはお取引可能な数量に限りがある場合があります。当社の判断で注文数量が大きい場合は当該注文を取り消す可能性があります。それにより保有するポジションの決済ができない可能性があります。
- 債券先物取引が各国当局や取引所の規制、システム障害により停止されることがあります。その場合、売値、買値のスプレッドが拡大したり、債券先物CFD取引が困難になることがあります。
- 戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更にいった特殊な状況が発生した場合には売値、買値のスプレッドが拡大したり、お取引が困難になることがあります。

(7)電磁的取引(オンライン取引)のリスク

- 債券先物CFD取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。
- お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合には債券先物

CFD取引の制限が生じる可能性があります。

- 当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。
- インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しない価格で取引が成立してしまう可能性があります。
- 債券先物CFD取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

(8)その他のリスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金率が変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットの執行による損失の確定や、未決オーダーの取り消しが行われることがあります。

【商品直物CFD取引】

商品直物(スポット)取引はハイリスク・ハイターンの取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご検討ください。

(1)価格変動のリスク

- 商品直物CFD取引の原資産となる商品価格は、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他様々な要因により変動します。
- 商品直物CFD取引は、約定代金に対して少額の証拠金をもとに取引(レバレッジを利用した取引)を行うため、商品市場の変動で多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。
- お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に事前の通知なく、お客様口座の未決オーダーの強制取り消し、および保有するポジションを強制的に決済する「強制ロスカット」を執行します。
- 商品直物価格が大きく変動した場合には「強制ロスカット」が執行されてもお客様の委託証拠金の額を上回る損失が出る可能性があります。その場合、委託証拠金を上回る損失額については翌金融機関営業日の午後3時までにお支払いいただきます。
- 商品直物CFD取引にかかる通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

(2)金利変動リスク

商品直物CFD取引は金利変動により、価格が大きく変動することがあります。また直物レートのみならず、金利の変動は日々の資金調達コストにも影響します。

(3)信用リスク

- 商品直物CFD取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。
- お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。

(4)指標発表前後・原資産取引量等のスプレッド拡大について

天変地異、戦争、テロまたは、重要な国際会議やイベントの開催により商品市場市場に大きな影響を与えることがあります。加えて経済指標発表時や対象商品の重要事項発表時には大きな価格変動があることも考えられます。また原資産となる商品の取引量が少ない場合、売値、買値のスプレッドが拡大することがありますのでご注意ください。売値、買値のスプレッドが拡大することによって証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。

(5) スリッページリスク

- ・ストップ注文は注文水準に達した場合に成行で執行されるため、注文水準と約水準に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。
- ・商品直物市場ではお取引いただけない時間帯があります。取引再開時の始値が取引終了時の終値から大きく乖離した水準で始まる場合があります。このような場合、仮にストップ注文を設定していても、注文値段から大きく乖離した値段で約定されることがあります。
- ・重要な経済指標発表時等の著しい相場変動時はストップ注文値段と約定値段に大きな乖離が生じる場合があります。

(6) 流動性リスク

- ・商品直物CFD取引は、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。
- ・商品直物CFD取引ではお取引いただけない時間帯があり、ポジションの新規保有、決済を行うことはできません。
- ・商品直物CFD取引では原資産となる商品直物市場の取引量が少ない時間帯には売値、買値のスプレッドが拡大する場合があります。スプレッド拡大により証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。
- ・商品直物CFD取引においてはお取引可能な数量に限りがある場合があります。当社の判断で注文数量が大きい場合は当該注文を取り消す可能性があります。それにより保有するポジションの決済ができない可能性があります。
- ・商品直物市場の変動によって稀に商品直物CFD取引におけるお客様の保有するポジションを決済することや、あるいは新たにポジションを作ることが困難となる可能性があります。またそれに伴い、保有するポジションが強制的に決済される可能性があります。
- ・商品直物取引が各国当局などの規制により停止されることがあります。また商品直物取引が機能を停止し、実質的に取引できなくなることがあります。その場合、当該CFDはお取引が困難になることがあります。
- ・戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合には売値、買値のスプレッドが拡大したり、お取引が困難になることがあります。

(7) 電磁的取引(オンライン取引)のリスク

- ・商品直物CFD取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。
- ・お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合には商品直物CFD取引の制限が生じる可能性があります。
- ・当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。
- ・インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しな

いレートで取引が成立してしまう可能性があります。

- ・商品直物CFD取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

(8) その他リスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金率が変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットの執行による損失の確定や、未決オーダーの取り消しが行われることがあります。

【商品先物CFD取引】

商品先物CFD取引はハイリスク・ハイターンの取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご検討ください。

(1) 価格変動のリスク

- ・商品先物CFD取引の原資産となる商品先物は、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他様々な要因により変動します。
- ・商品先物CFD取引は、約定代金に対して少額の証拠金をもとに取引(レバレッジを利用した取引)を行うため、商品先物の変動で多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。
- ・お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に事前の通知なく、お客様口座の未決オーダーの強制取り消し、および保有するポジションを強制的に決済する「強制ロスカット」を執行します。
- ・商品先物価格が大きく変動した場合には「強制ロスカット」が執行されてもお客様の委託証拠金の額を上回る損失が出る可能性があります。その場合、委託証拠金を上回る損失額については翌金融機関営業日の午後3時までにお支払いいただきます。
- ・商品先物CFD取引にかかる通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

(2) 金利変動リスク

商品先物CFD取引は金利変動により、価格が大きく変動することがあります。

(3) 信用リスク

- ・商品先物CFD取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ・お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。

(4) 指標発表前後・原資産取引量等によるスプレッド拡大について

天変地異、戦争、テロまたは、重要な国際会議やイベントの開催により商品先物市場に大きな影響を与えることがあります。加えて経済指標発表時や対象商品

の重要事項発表時には大きな価格変動があることも考えられます。また原資産となる商品の取引量が少ない場合、売値、買値のスプレッドが拡大することがありますのでご注意ください。売値、買値のスプレッドが拡大することによって証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。

(5) スリッページリスク

- ・ストップ注文は注文水準に達した場合に成行で執行されるため、注文水準と約定水準に差が生じ、損失がお客様の意図した金額を上回る可能性があります。
- ・商品先物CFD取引ではお取引いただけない時間帯があります。取引再開時の始値が取引終了時の終値から大きく乖離した水準で始まる場合があります。このような場合、仮にストップ注文を設定していても、注文値段から大きく乖離した値段で約定されることがあります。
- ・重要な経済指標発表時等の著しい相場変動時はストップ注文値段と約定値段に大きな乖離が生じる場合があります。

(6) 流動性リスク

- ・商品先物CFD取引は、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。
- ・商品先物CFD取引ではお取引いただけない時間帯があり、ポジションの新規保有、決済を行うことはできません。
- ・原資産となる取引所で商品先物取引が制限値幅に達し、取引が停止された場合、商品先物CFD取引のお取引が困難となることがあります。
- ・商品先物CFD取引では原資産となる商品先物市場の取引量が少ない時間帯には売値、買値のスプレッドが拡大します。スプレッド拡大により証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。
- ・商品先物CFD取引においてはお取引可能な数量に限りがある場合があります。当社の判断で注文数量が大きい場合は当該注文を取り消す可能性があります。それにより保有するポジションの決済ができない可能性があります。
- ・商品先物取引が各国当局や取引所の規制、システム障害により停止されることがあります。その場合、売値、買値のスプレッドが拡大したり、商品先物CFD取引が困難になることがあります。
- ・戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合には売値、買値のスプレッドが拡大したり、お取引が困難になることがあります。

(7) 電磁的取引(オンライン取引)のリスク

- ・商品先物CFD取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。
- ・お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合には商品先物CFD取引の制限が生じる可能性があります。
- ・当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。
- ・インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しない価格で取引が成立してしまう可能性があります。
- ・商品先物CFD取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

(8) その他のリスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金率を変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットの執行による損失の確定や、未決オーダーの取り消しが行われることがあります。

【オプションCFD取引】

標準オプション取引、バイナリーオプション取引、リスク限定オプション取引はハイリスク・ハイリターン取引であり、すべての方に適切な投資とは言えません。お取引に際しては、ご自身の資力、取引経験および投資目的等に合致した投資手段かどうか、まずご確認ください。

(1) 価格変動のリスク

- ・オプションCFD取引の価格はその原資産の価格変動によって変動します。原資産価格は、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他様々な要因により変動し、その値動きによってオプションCFD取引の価格も変動します。
- ・標準オプションCFD取引のコールおよびプットの売り取引では、その値動きによって短期間のうちに投資資金全額を上回る損失となる可能性があります。
- ・標準オプションCFD取引のコールおよびプットの買い取引、バイナリーオプション取引およびリスク限定オプション取引にかかる通貨が口座の基準通貨と異なる場合、通貨価格の変動により投資資金を上回る損失となる可能性があります。
- ・バイナリーオプション取引は、取引最終時間に近付いた際に、原資産の価格がバイナリーオプション取引の権利行使価格に近接している場合、価格の変動性が非常に高まります。
- ・お客様の証拠金有効残高が当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に通知することなく、お客様口座の未決オーダーの取り消し、またはポジションを強制的に決済する「強制ロスカット」を行います。
- ・オプションCFD取引にかかる通貨が口座の基準通貨(日本円もしくは米ドル)以外の場合、取引に伴って発生する損益は外国為替市場の変動の影響を受けます。それによって証拠金有効残高が減少し、当社の定める水準を下回る可能性があります。

(2) 信用リスク

- ・オプションCFD取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ・お客様の委託証拠金は、当社自身の財産とは区別して管理いたしますが、委託証拠金は金銭信託預託分以外については公的保護の対象となっていないため、当社および当社の取引先銀行等の信用状況の悪化によりお客様が損失を被る可能性があります。

(3) 指標発表前後・取引終了直前のスプレッド拡大について

天変地異、戦争、テロまたは、重要な国際会議やイベントの開催によりオプションCFD取引の原資産市場に大きな影響を与えることがあります。加えて経済指標発表時には大きな価格変動があることも考えられます。また、バイナリーオプション取引は、取引最終時間に近付いた際に、原資産の価格がバイナリーオプション取引の権利行使価格に近接している場合、価格の変動性が非常に高まります。

このような状況下においては売値、買値のスプレッドが拡大することがありますのでご注意ください。売値、買値のスプレッドが拡大することによって証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。

(4)流動性リスク

- ・ オプションCFD取引は、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。
- ・ オプションCFD取引ではお取引いただけない時間帯があり、ポジションの新規保有、決済を行うことはできません。
- ・ オプションCFD取引の原資産が取引されている取引所で取引が制限値幅に達し、取引が停止された場合、オプションCFD取引のお取引が困難となる場合があります。
- ・ オプションCFD取引では原資産となる市場の取引量が少ない時間帯、バイナリーオプション取引では、取引最終時間に近付いた際に、原資産の価格がバイナリーオプション取引の権利行使価格に近接している場合、売値、買値のスプレッドが拡大します。スプレッド拡大により証拠金有効残高が減少し、強制ロスカットが執行される場合があります。
- ・ オプションCFD取引ではお取引可能な数量に限りがある場合があります。当社の判断で注文数量が大きい場合は当該注文を取り消す可能性があります。それにより保有するポジションの決済ができない可能性があります。
- ・ オプションCFD取引は当社の提供するその時点での価格(成行注文)でのみ注文を出すことができます。
- ・ 原資産が各国当局や取引所の規制、システム障害により取引不能状態となった場合、オプションCFD取引のお取引が困難になることがあります。
- ・ 戦争、地変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合には売値、買値のスプレッドが拡大したり、お取引が困難になることがあります。

(5)電磁的取引(オンライン取引)のリスク

- ・ オプションCFD取引は、インターネットを利用した電磁的取引であるため、電磁的取引に伴うリスクがあります。
- ・ お客様が所有する通信回線およびシステム機器、または第三者が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害が発生した場合にはオプションCFD取引の制限が生じる可能性があります。
- ・ 当社が所有する通信回線およびシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の損失などのリスクが発生します。
- ・ インターネット取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図しない価格で取引が成立してしまう可能性があります。
- ・ オプションCFD取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、または窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。

(6)その他のリスク

市況その他の事情により、当社の判断で証拠金率が変更されることがあります。証拠金率変更により、維持証拠金額が変動し、強制ロスカットの執行による損失の確定や、未決オーダーの取り消しが行われることがあります。

15. 禁止行為

(1)当社は、金融商品取引法もしくは商品先物取引法により、顧

客を相手方とした店頭デリバティブ取引に関して、以下の行為を行うことが禁じられています。

- ・ 店頭デリバティブ取引契約(顧客を相手方として店頭デリバティブ取引行為を行うことを内容とする契約をいう。以下同じ。)の締結またはその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為。
- ・ 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘をする行為。
- ・ 店頭デリバティブ取引契約(顧客を相手方として店頭デリバティブ取引行為を行うことを内容とする契約をいう。以下同じ。)の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問または電話をかけて、店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘をする行為(ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者および勧誘の日に未決済の店頭デリバティブ取引の残高を有する者に限る。))に対する店頭デリバティブ取引契約の勧誘および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための店頭デリバティブ取引契約の勧誘は禁止行為から除外。)
- ・ 店頭デリバティブ取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為。
- ・ 店頭デリバティブ取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。以下同じ。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または勧誘を受けた顧客が当該店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為。
- ・ 店頭デリバティブ取引契約の締結または解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為。
- ・ 店頭デリバティブ取引について、顧客に損失が生ずることとなり、またはあらかじめ定められた利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込みもしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為。
- ・ 店頭デリバティブ取引について、自己または第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為。
- ・ 店頭デリバティブ取引について、顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為。
- ・ 契約締結前交付書面または契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客に対して、金融商品取引法37条の3第1項第1号から第7号までに掲げる事項について顧客の知識、経験、財産の状況および店頭デリバティブ取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をすることなく店頭デリバティブ取引契約を締結する行為。
- ・ 店頭デリバティブ取引契約の締結またはその勧誘に関して、虚偽の表示をし、または重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為。
- ・ 店頭デリバティブ取引契約につき、顧客もしくはその指定した者に対し、特別

の利益の提供を約し、または顧客もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含む。)

- ・店頭デリバティブ取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為。
- ・店頭デリバティブ取引契約に基づく店頭デリバティブ取引行為を行うことその他の当該店頭デリバティブ取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為。
- ・店頭デリバティブ取引について、決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること。
- ・店頭デリバティブ取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為。
- ・店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為。
- ・あらかじめ顧客の指示または顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭デリバティブ取引をする行為。
- ・金融商品取引業者の役員または使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭デリバティブ取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭デリバティブ取引をする行為。
- ・店頭デリバティブ取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電磁計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電磁情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除く。)
- ・店頭デリバティブ取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭デリバティブ取引の売付または買付その他のこれに準ずる取引と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。)の勧誘その他これに類似する行為をすること。
- ・店頭デリバティブ取引を行う場合において、ロスカット取引を行っていないと認められる状況、もしくはロスカット取引を行うための十分な管理体制を整備していない状況にあるにもかかわらず、本取引業を継続すること。
- ・店頭デリバティブ取引について、売値および買値の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示しないこと。
- ・顧客の取引時に表示した価格または価格に相当する事項を、当該価格または価格に相当する事項の提示を要求した当該顧客に提示しないこと。

(2)お客様は、金融商品取引法により、店頭デリバティブ取引に関して、以下の行為を行うことが禁じられています。

- ・店頭デリバティブ取引について、当社または第三者との間で、顧客に損失が生ずることとなり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には当社または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨の約束をし、または

第三者に当該約束をさせる行為(当該約束が自己がし、または第三者にさせた要求による場合に限り)ます。

- ・店頭デリバティブ取引について、当社または第三者との間で、当社または第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨の約束をし、または第三者に当該約束をさせる行為(当該約束が自己がし、または第三者にさせた要求による場合に限り)ます。
- ・店頭デリバティブ取引について、当社または第三者から、顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客または第三者に対し提供する財産上の利益を受け、または第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為(当社または第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨の約束による場合であつて当該約束が自己がし、または第三者にさせた要求によるときおよび当該財産上の利益の提供が自己がし、または第三者にさせた要求による場合に限り)ます。

<附則> オプションCFD取引についての商品説明

オプションCFD取引の価格変動は当社取扱いの他の銘柄とは大きく異なります。本項においてオプションCFD取引の価格変動や取引の特性などについて説明いたします。標準オプションCFD取引、バイナリーオプション取引、リスク限定オプション取引は本項を熟読し、リスク等を十分にご理解の上で、お取引を行っていただきますようお願いいたします。

1. オプションCFD取引の種別

当社の取り扱いオプションは、以下の通りに4分類されます。

- (1)標準オプションCFD取引
- (2)バイナリーオプション取引(ラダー)
- (3)バイナリーオプション取引(ワンタッチ)
- (4)リスク限定オプション取引

それぞれの取引の特性は以下の通りとなります。

(1)標準オプションCFD取引とは

標準オプションCFD取引とはある銘柄(参照資産)を決められたある時点(満期日時)である金額(権利行使価格)で売買することのできる権利の取引です。買うことができる権利をコールと言い、売ることができる権利をプットと言います。当社のオプションCFD取引ではこの標準オプションCFD取引の売買が可能です。売買することができる価格水準のことをストライクプライス(権利行使価格)と言います。ただし、権利行使を行うことはできません。

(2)バイナリーオプション取引(ラダー)とは

バイナリーオプション取引(ラダー)とはある銘柄(参照資産)の決められたある時点(満期日時)での価格水準(ストライクプライス)を予想する金融商品です。バイナリーオプション取引(ラダー)の銘柄名は対象となる参照資産のストライクプライスが表示されています。決められたある時点での参照資産の価格がストライクプライスを上回っていると、100で清算され、下回っていると0で清算されます。

(3)バイナリーオプション取引(ワンタッチ)とは

バイナリーオプション取引(ワンタッチ)とはある銘柄(参照資産)の決められたある時点(満期日時)までにある価格水準(ストライクプライス)に到達するかどうかを予想する金融商品です。バイナリーオプション取引(ワンタッチ)の銘柄名は対象となる参照資産のストライクプライスが表示されています。バイナリーオプション取引(ワンタッチ)は参照資産の価格がストライクプライスに到達すると100で清算され、その後は取引ができなくなります。また取引終了時点で到達しなかった銘柄については0で清算されます。

(4)リスク限定オプション取引とは

リスク限定オプション取引とはある銘柄(参照資産)の価格に対して、オプション(プレミアム)料を加減した価格で取引することにより、決められたある時点(満期日時)までに損失が拡大した場合においても、ストライクプライス(権利行使価格)での清算が保証され、損失の金額が限定される取引です。利益の金額は限定されません。

2. 価格変動について

(1)標準オプションCFD取引の価格変動

標準オプションCFD取引の価格はコールでもプットでも本来価値と時間価値の2つから成り立ちます。

本来価値はオプションCFD取引の参照資産の価格とストライクプライスの価格の差となります。コールオプションでは参照資産の価格がストライクプライスを上回っている状態のときには本来価値はプラスの値となり、下回っている場合には0となります。プットオプションでは参照資産の価格がストライクプライスを下回っている状態のときには本来価値はプラスの値となり、上回っている場合には0となります。本来価値は常にこの計算で求められます。

時間価値はオプション価格と本来価値の差となります。オプションCFD取引の最終清算までに時間があり、その間にオプションCFD取引の価格が変動することに対する期待が価格に織り込まれます。時間価値は最終清算時間までの長さ、参照資産のボラティリティおよび短期金利によって変動します。最終清算までの期間が長いほど、参照資産のボラティリティが高いほど、短期金利がプットの場合は上がるほど、コールの場合は下がるほど時間価値は上昇します。

(2)バイナリーオプション取引(ラダー)の価格変動

バイナリーオプション取引(ラダー)の価格は、参照資産の一定時の価格がストライクプライスを上回る可能性を示しています。バイナリーオプション取引(ラダー)の価格は参照資産の価格が高いほど、高くなります。また取引清算時点が近付くとストライクプライスが参照資産の価格から離れている銘柄については価格が0または100に近付き、価格変動が少なくなる一方で、ストライクプライスが参照資産の価格に近接している銘柄については価格変動が非常に高まります。

(3)バイナリーオプション取引(ワンタッチ)の価格変動

バイナリーオプション取引(ワンタッチ)の価格は、参照資産の価格が一定時までにストライクプライスに到達する可能性を示しています。バイナリーオプション取引(ワンタッチ)の価格は参照資産の価格がストライクプライスに近いほど、また参照資産のボラティリティが高いほど、高くなります。また取引終了時点が近付くとストライクプライスが参照資産の価格から離れている銘柄については価格が0に近付き、価格変動が少なくなる一方で、ストライクプライスが参照資産の価格に近接している銘柄については価格変動が非常に高まります。

(4)リスク限定オプション取引の価格変動

リスク限定オプション取引の価格は、ストライクプライスに本来価値と時間価値の2つを加減した価格から成り立ちます。

本来価値はリスク限定オプション取引の参照資産の価格とストライクプライスの価格の差となります。上昇オプションでは参照資産の価格がストライクプライスを上回っている状態のときには本来価値はプラスの値となり、下回っている場合には0となります。下落オプションでは参照資産の価格がストライクプライスを下回っている状態のときには本来価値はプラスの値となり、上回っている場合には0となります。本来価値は常にこの計算で求められます。

時間価値はリスク限定オプション価格からストライクプライスと本来価値を差し引いた価格になります。リスク限定オプション取引の最終清算までの時間が価格に織り込まれます。時間価値は最終清算時間までの長さおよび参照資産の価格とストライクプライスとの価格差、そして参照資産のボラティリティおよび短期金利によって変動します。参照資産の価格とストライクプライスとの価格差が狭いほど、最終清算までの期間が長いほど、参照資産のボラティリティが高いほど、短期金利が下落オプションの場合は上がるほど、上昇オプションの場合は下がるほど時間価値は上昇します。

3. オプションCFD取引の注文方法

全てのオプションCFD取引は、マーケット(成行)注文のみが可能です。リミット注文、ストップ注文はできません。バイナリーオプション取引(ワンタッチ)では、取引最終期限以前でも参照資産の価格がストライクプライスに到達した以降に注文を出すことができません。リスク限定オプション取引の上昇オプションでは、買いポジションを保有するための買い注文および買いポジションを清算するための売り注文(売戻し)のみ発注が可能で、売りポジションを保有することはできません。下落オプションでは、売りポジションを保有するための売り注文および売りポジションを清算するための買い注文(買戻し)のみ発注が可能で、買いポジションを保有することはできません。

4. オプションCFD取引の期限到来による清算

オプションCFD取引にはすべて取引最終期限が設定されています。取引最終期限になると当社が自動的にポジションを反対売買し、その差損益がお客様の証拠金残高に反映されます。

5. オプションCFD取引の反対売買による清算

オプションCFD取引では、取引最終期限前に反対売買を行うことによりポジションを清算することが可能です。売買価格の差損益がお客様の証拠金残高に反映されます。

6. オプションCFD取引の最大損失額について

(1)標準オプション取引の最大損失額

標準オプションCFD取引の最大損失額は買いポジションと売りポジションで異なります。プット、コールにかかわらず、買いポジションの場合、最大損失額はオプションの買値にオプション取引のロット数、1ロットあたりの1ピップ損益額を乗じた金額となります。売りポジションの場合、最大損失額は理論上無限大となります。

ただし損失が拡大した場合には強制ロスカットされることになります。

(2) バイナリーオプション取引(ラダー、ワンタッチ)の最大損失額

バイナリーオプション取引(ラダー、ワンタッチ)の最大損失額は買いポジションの場合、買値にオプションの取引のロット数、1ロットあたりの1ピップ損益額を乗じたものが最大損失額となります。売りポジションの場合、100と売値の差にオプション取引のロット数、1ロットあたりの1ピップ損益額を乗じたものが最大損失額となります。

(3) リスク限定オプション取引の最大損失額

リスク限定オプション取引の最大損失額は上昇オプションの場合、ストライクプライスと買値の差にオプションの取引ロット数、1ロットあたりの1ピップ損益額を乗じたものが最大損失額となります。下落オプションの場合、売値とストライクプライスの差にオプションの取引ロット数、1ロットあたりの1ピップ損益額を乗じたものが最大損失額となります。損失無限・利益有限となる(上昇オプションの場合は売り、下落オプションの場合は買い)ポジションを保有することはできません。

7. オプションCFD取引の維持証拠金額について

(1) 標準オプションCFD取引の維持証拠金額

標準オプションCFD取引の維持証拠金額は買いポジションの場合、最大損失額と同額になります。売りポジションの場合、個人のお客様は、銘柄ごとに原資産における総取引金額に対して、原則として4%(レバレッジ25倍)相当額以上の金額が定められています。法人のお客様は、一部通貨ペアについては原則として0.5%(レバレッジ200倍)、その他の通貨ペアは原則として4%(レバレッジ25倍)の設定となります。

(2) バイナリーオプション取引(ラダー、ワンタッチ)と

リスク限定オプション取引の維持証拠金額

バイナリーオプション取引(ラダー、ワンタッチ)とリスク限定オプション取引の維持証拠金額は最大損失額と同額になります。

8. その他重要事項-オプションCFD取引において口座残高がマイナスになるリスク

原則として、オプションCFD取引においては、強制ロスカットにより、口座残高がマイナスになることはありませんが、以下のような場合においては、口座残高がマイナスとなる可能性があります。

(a) 標準オプション取引の売りポジションにおいて、参照資産の価格が急変動したために標準オプションの価格も急変動し、強制ロスカット後に口座残高がマイナスになってしまうことがあります。

(b) 口座通貨と異なる通貨のオプションCFD取引を行った場合、取引から発生した差損益は当社の基準レートに最大0.3%のコストを加減した交換レートで自動的に口座通貨に交換されます。この通貨交換時に適用された交換レートによっては、通貨転換後の損失額がその時点での口座残高を上回る可能性があり、結果として口座残高がマイナスになる場合があります。

(c) オプションCFD取引の既存ポジションの未実現利益により、さらにオプションCFD取引を行うことが可能ですが、取引清算時に未実現利益から実現損失の状態となり、さらに損失額が口座残高を上回る可能性から、結果として口座残高が

マイナスになる場合があります。

9. その他重要事項 -取引システム上の表示について-

当社の取引システム上ではオプションCFD取引の前日比には参照資産の当社のCFD価格が参考として表示されています。しかし当社のオプションCFD取引の清算は当社のCFD価格によって決定されないことにご注意ください。

またブラウザの設定等により、オプションCFD取引の銘柄が前日の情報を表示している可能性があります。取引を開始する前に必ずブラウザの再読み込みを行い、最新の情報が表示されていることを確認してからお取引いただきますようお願いいたします。

以上

制定 平成20年12月1日

改訂 平成21年2月14日

改訂 平成21年3月21日

改訂 平成21年3月28日

改訂 平成21年5月9日

改訂 平成21年6月15日

改訂 平成21年8月28日

改訂 平成21年11月21日

改訂 平成22年1月23日

改訂 平成22年5月1日

改訂 平成22年7月10日

改訂 平成22年12月4日

改訂 平成22年12月18日

改訂 平成23年1月1日

改訂 平成23年2月19日

改訂 平成23年3月19日

改訂 平成23年4月1日

改訂 平成23年6月25日

改訂 平成23年8月1日

改訂 平成23年12月1日

改訂 平成24年2月17日

